

加入者掛金の変更回数経過措置及び受給権者等の死亡届出の省略等に関する省令改正が公布

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- ▶ 3月27日、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」が公布（※1）されるとともに、意見募集結果が同日付で公表（※2）されました。

[（※1）国民年金基金規則等の一部を改正する省令](#)

[（※2）国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について](#)

改正概要

1. 加入者掛金の変更回数に関する経過措置

- ・企業型DCの加入者掛金は、拠出単位期間（12月～翌11月までの1年間）において1回に限り変更可能だが、2026年4月1日付で加入者掛金が事業主掛金を超えられない規定が廃止されることに伴い、**加入者掛金の額を事業主掛金の額を超えるよう初めて引き上げる場合、2026年4月1日～同11月30日までは、変更回数としてカウントしない**

ポイント

2. 受給権者等の死亡の届出の省略

- ・住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合について、**戸籍法の規定による死亡の届出が行われた場合は、事業主等への死亡の届出省略を可能とする**

ポイント

3. 企業型DCの加入資格喪失に関する説明対象者の見直し

- ・企業型DCの加入資格喪失に伴う資産移換等に関する説明については、**加入者の資格を喪失することが見込まれる者**（従前は資格を喪失した者）に対して行わなければならない

4. iDeCoプラス加入者がDB・企業型DCに加入する場合の事業主への届出

- ・複数事業所に使用されるiDeCoプラス加入者が、他の事業所のDB・企業型DC等の加入者となっている場合は、iDeCoプラスに掛金を拠出している中小事業主に対して申し出ること

施行日

- ▶ 施行日 : 2026年4月1日

改正内容

1. 加入者掛金の変更回数に関する経過措置の設定

改正前 (DC法施行令第6条第4号ハ)	<ul style="list-style-type: none">加入者掛金の額は企業型DCの拠出単位期間(12月から翌11月までの1年間)において、1回に限り変更することができる(加入者掛金の変更回数の制限規定)なお、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外として以下の2つが規定<ul style="list-style-type: none">①事業主掛金の額が引き下げられることにより、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回る場合において、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように変更する場合②その他厚生労働省令で定める場合
改正後	<ul style="list-style-type: none">企業型DCの加入者等掛金に関して、加入者掛金が事業主掛金を超えられない規定の廃止(2026年4月1日)に伴い、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外としている上記①の場合が削除(年金ニュースNo.569ご参照) <p><今回追加される経過措置></p> <ul style="list-style-type: none">2026年4月1日~同11月30日までの間は、加入者掛金の額を事業主掛金の額を超えるよう初めて引き上げる場合には、加入者掛金の額の変更回数としてカウントしない

2. 受給権者等の死亡の届出の省略

改正後 (DB法施行規則第118条)	<ul style="list-style-type: none">DB等において、住民基本台帳法の規定により企業年金連合会等が機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者等の死亡について、<u>当該受給権者等に係る戸籍法の規定による死亡の届出(死亡日から7日以内)が行われた場合には、事業主等への死亡の届出については省略可能とする</u>(経過措置)施行日前に死亡があった場合の届出については、従前の例による
-----------------------	--

3. 企業型DCの加入資格喪失に関する説明対象者の見直し

改正後 (DC施行規則第30条の2)	<ul style="list-style-type: none">企業型DCの加入資格喪失に伴う資産移換等に関する説明については、<u>加入者の資格を喪失することが見込まれる者</u>(従前は資格を喪失した者)に対して行わなければならない
-----------------------	--

4. iDeCoプラス加入者がDB・企業型DCに加入する場合の事業主への届出

改正後 (DC施行規則第56条の8)	<ul style="list-style-type: none">iDeCoプラスの加入者が複数事業所に使用されている場合であって、<u>別の事業所において企業型DC加入者又はDB等他制度加入者となっている場合は</u>、iDeCoプラス加入者は、企業型DC加入者又はDB等他制度加入者となったことを、<u>iDeCoプラスに掛金を拠出している中小事業主に申し出なければならない</u>
-----------------------	--

<ご参考> 本件に関連する過去の年金ニュース(リンク)

- ◆年金ニュース No.559「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」の公布
- ◆年金ニュース No.569「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」等の公布
- ◆年金ニュース No.571「加入者掛金の変更回数の経過措置及び受給権者等の死亡届出の省略等に関する省令改正案」の意見募集開始

発行元: 三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

以上

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認ください。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。